



FINANCIAL SERVICES AGENCY  
GOVERNMENT OF JAPAN

3-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8967 Japan

金融行為規制機構

クリストファー・ウーラード戦略競争部門理事、役員会委員

25 ザ ノース コロネード

ロンドン、E14 5HS

イギリス

ウーラード 殿

**金融庁と金融行為規制機構間の協力枠組みに関する交換書簡**

日本の金融庁（以下「金融庁」という。）は、互いの市場におけるイノベーションを促進することを目的として、英国の金融行為規制機構（以下「FCA」という。）と協力したいと考える。金融サービスにおけるイノベーションのグローバルな性質に鑑みると、互いの情報を共有できるようにすること、及び互いの市場に革新的企業が効率的に参入できるようにすることは、とりわけ重要である。

そのため、本書簡に記されているように、金融サービスにおけるイノベーションについてFCAとの協力を強化できることを大変喜ばしく思う。

本書簡は、金融庁の意図を表明するものであって、金融庁又はFCAに対し、何らかの法的拘束力ある義務を負わせるものではない。また、本書簡は、それぞれの国の法令に定められた金融庁又はFCAの権限に何ら影響を与えるものではない。

本書簡交換（以下「EoL」という。）は、既存のEoLに沿って、それらを補完する形で運用される。本書簡は、金融庁とFCAとの間の既存のEoLに取って代わるものではない。

## 1. 定義

本協力枠組みにおいて、その他の方法を定めない限り、以下のとおり文言は定義される。

「許可」とは、免許、登録、承認、許可等、企業をいずれかの当局の規制範囲下に置き、関連する当局の管轄において、金融サービスの提供や金融商品の発行に係るビジネスを営むことができる権限を与えることをいう。

「当局」とは、金融庁又はFCAをいう。両方あわせて「両当局」という。

「支援基準」とは、紹介当局が受入当局に革新的企業を紹介する際に革新的企業が満たさなければならない、紹介当局における基準のことをいう。

「革新的企業」とは、革新的な金融ビジネスであり、イノベーション支援機能を通じて当局から支援を受けているもの又は受ける見込みのあるものをいう。

「イノベーション支援機能」とは、両方の当局に設置された、それぞれの市場における金融サービスのイノベーションの促進に特化した仕組みをいう。

「受入当局」とは、革新的企業の紹介の受入れや当該紹介に関連する情報を受ける当局をいう。

「紹介当局」とは、革新的企業を受入当局に紹介する当局をいう。

「規則等」とは、当局の管轄において適用されるあらゆる規則又は規制上の要請をいう。

## 2. 導入

2. 1. 両当局は、それぞれの市場における金融サービスの革新を促進したいという、共通の願いを共有する。その促進のため、両当局はイノベーション支援機能を設置している。両当局は、互いの協力を通じて、それぞれの市場におけるイノベーションの促進をより進めることができると信じている。

### 2つの当局のイノベーション支援機能の背景

2. 2. 2015年12月に、金融庁はフィンテック事業に係る一元的窓口として「FinTechサポートデスク」を庁内に設置した。監督部門と企画部門の協力の下、金融イノベーションを推進するため、FinTechサポートデスクは、金融規制への対応の要否をはじめとしたフィンテック事業に関する様々な点についての相談や情報交換を通じて革新的企業を支援している。
2. 3. FCAは2014年10月に「プロジェクト・イノベート」を打ち出した。その目的は、さまざまなサービスを提供する革新的企業を支援することにより利用者の利益となる金融サービスのイノベーションを促すことである。これは、利用者の利益となる効率的な競争を促進するというFCAの目的に密接に関連するものである。プロジェクト・イノベートはFCAのイノベーション・ハブによって進められている。

### イノベーション支援機能を通じて提供される支援

2. 4. イノベーション支援機能を通じて、両当局から革新的企業に提供される支援は、次のものを含む。
  2. 4. 1. 個別の革新的企業の支援に特化したチーム又は窓口。
  2. 4. 2. 関連する当局の管轄における規制枠組み、及びそれがどう自身に適用されるかを革新的企業が理解するための支援
  2. 4. 3. 以下の点に係る、許可申請手続き前における支援
    2. 4. 3. 1. 許可申請手続き及び革新的企業が認識した規制に係る問題を議論すること
    2. 4. 3. 2. 関連する当局の規制枠組みやそれが意味するところについての革新的企業の理解を確保すること
  2. 4. 4. 許可申請手続き中における支援。それぞれの市場における金融イノベーションについて知識を有する許可事務担当職員への仲介を含む。また、革新的企業に関する個別の申請手続きへの支援を含みうる。
  2. 4. 5. 状況に応じて、革新的企業が許可を受けた後1年間における専用窓口や支援を提供。

## 3. 目的

3. 1. 協力枠組みの目的は、互いの当局のイノベーション支援機能間の協力や紹介に係る枠組みを提供することである。当該枠組みは、両当局が互いのイノベーション支援機能に革新的企業を紹介することを可能とする紹介制度を中心とする。また、

当該枠組みは、両当局がそれぞれの市場におけるイノベーションについての情報をいかに共有し使用するかについても定めるものである。

#### 4. 原則

4. 1. 両当局は、本協力枠組みに定める範囲内で、最大限の可能な相互支援を互いに提供することを意図する。本協力枠組みは、それぞれの当局の国内法や規則に従って運用し、何ら日本又は英国において施行され、又は日本又は英国に対し適用されている法令や規制上の要請を修正するものでも取って代わるものでもない。本協力枠組みは、意図を表明するものであり、執行可能な権限を定めるものではなく、法的に拘束するものでもない。

#### 5. 支援範囲

##### 紹介制度

5. 1. 両当局は、それぞれのイノベーション支援機能を通じて、互いに他方の管轄において活動することを望む革新的企業を紹介する。
5. 2. 紹介は、受入当局の管轄において活動しようとする革新的企業が紹介当局の支援基準を満たしていること又は満たす見込みであることを示す情報を含む。支援基準は、新規及び既存の革新的企業に適用され、次に掲げる事項を含む。
  5. 2. 1. 革新的企業は、利用者及び／又は産業の利益になる革新的製品を提供する
  5. 2. 2. 革新的企業は、十分な背景調査を行ったことを示す
  5. 2. 3. 革新的企業は、真に支援を必要としている
5. 3. 紹介を受けて、受入当局のイノベーション支援機能は、上記パラグラフ2. 4に応じた支援を革新的企業に提供する。
5. 4. 紹介当局は、申請手続き前に受入当局のイノベーション支援機能の支援を受ける革新的企業が許可要件を満たすことも満たさないこともありうることを、及びイノベーション革新支援機能を通じた支援を提供する際に、受入当局は革新的企業が最終的にその管轄における許可要件を満たすかどうかについて意見を表明するものではないことを、を認識する。

##### 情報共有

5. 5. 両当局は、適切な場合に、それぞれの市場における金融サービスのイノベーションに係る情報を共有することを約束する。これは、次に掲げるものを含みうるが、それらに限られるものではない。
  5. 5. 1. 新興市場の趨勢及び発展
  5. 5. 2. 金融サービスの革新に関する規制上の問題
5. 6. パラグラフ6. 2に基づき、両当局は、パラグラフ5. 1に基づき紹介当局からイノベーション支援機能を通じて受入当局に紹介された革新的企業についてのさらなる情報を共有することを約束する。
5. 7. 両当局は、次に掲げる事項について重大な変更がある場合には、互いに通知する。
  5. 7. 1. パラグラフ5. 1に基づき紹介当局により紹介された革新的企業に対し受入当局のイノベーション支援機能から提供される支援
  5. 7. 2. 当局の支援基準

## 6. 機密保持及び許容される使用方法

6. 1. パラグラフ5. 5から5. 7に基づき、一方の当局から他方の当局へ開示された情報、及びパラグラフ5. 1から5. 4に基づく紹介に含まれる情報は、他方の当局により機密情報として扱われなければならない。
6. 2. 革新的企業に係る情報はパラグラフ5. 1から5. 4に基づく紹介に含まれ、革新的企業が情報開示に同意する場合に限り、受入当局に送付される。
6. 3. 受入当局は、紹介された革新的企業に対し受入当局のイノベーション支援機能を通じて提供する支援の目的のためのみに、及び受入当局の管轄における法令遵守の確保の目的のためのみに、紹介された革新的企業に係る情報を使う。
6. 4. 両当局は、他方の当局から開示された情報について、他方の当局が他の使用目的に同意しない限り、その情報が開示された目的のためのみに使用する。
6. 5. いずれかの当局が法令に基づき、他方の当局から提供された情報の開示を求められた場合は、当該当局は、その開示義務に従う前に他方の当局に対して通知し、当該情報に関し利用可能なあらゆる法的例外又は特権を主張する。

## 7. 期限

7. 1. 本協力枠組みは、締結の日から発効し、いずれかの当局から他方の当局に対して少なくとも30日前に、書面により終了を通知することにより失効する。
7. 2. 本協力枠組みの失効は、両当局間で締結された既存の覚書に基づく義務に影響を与えるものではない。
7. 3. 本協力枠組みが失効した場合、本協力枠組みに基づき入手した情報については、パラグラフ6に定める方法により、引き続き取り扱われる。

## 8. 改訂

8. 1. 両当局は、本協力枠組みの運用を見直し、必要に応じて内容を改訂する。両当局は、見直しについては、パラグラフ5. 1に基づき紹介当局から紹介された革新的企業に対し受入当局のイノベーション支援機能により提供される支援や当局の支援基準に重大な変更がある場合に、見直しが行われうることを認識する。
8. 2. 本協力枠組みは、両当局が書面で合意した場合には、修正することができる。

金融庁は、本書簡に沿って強化された協力が、金融庁とFCAとの間における相互に有益な関係につながるものと確信している。

敬具

金融庁審議官

白川 俊介

署名\_\_\_\_\_

日付\_\_\_\_\_